

平成二十八年四月八日受領  
答弁第一二二八号

内閣衆質一九〇第二二八号

平成二十八年四月八日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員緒方林太郎君提出他国の閣僚との交渉に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員緒方林太郎君提出他国の閣僚との交渉に関する質問に対する答弁書

お尋ねの「我が国の閣僚が他国の閣僚と外交、防衛、通商・国際貿易、経済・社会関係の交渉を行った際」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難であるが、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）においては、行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、文書を作成することが求められており、政府としては、個々の事案に応じて、文書を適正に作成している。